

第2章 国、都、区等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区、医療機関・薬局、事業者、区民、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、区民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

(2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑

制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 区

平常時には、文京区新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「区行動計画」という。）に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、区行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、区内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区と相互に連携協力し、区民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は都民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う登録事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や区等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 区民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザとしても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や区等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する区の実施体制

平常時には、対策検討会議を開催し、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。また、文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議（以下「医療体制検討会議」という。）を開催し、関係機関間の情報共有及び連携体制の構築を推進するとともに、感染症地域医療体制ブロック協議会（以下「ブロック協議会」という。）や新型インフルエンザ対策区市町村連絡会議など都が事務局として実施する会議体を活用し、都及び他区市町村との情報共有を行う。

特措法により政府対策本部が緊急事態宣言を行ったときは、区においても、直ちに区対策本部を設置することとされた。このため、区対策本部について特措法で定められたもののほか必要な事項を文京区新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年6月文京区条例第26号）及び文京区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年6月文京区規則第63号）に定め、全庁をあげた実施体制を整備した。

この条例に基づき、区対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、必要に応じ都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請するとともに、都対策本部長から感染防止等のための要請があった場合は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を行う。

なお、政府の緊急事態宣言が行われない場合であっても、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されるなどした場合、対策検討会議を開催し、情報の共有をするとともに、必要に応じて、区対策本部を設置する。

(1) 対策検討会議

平常時は、区行動計画について、必要に応じ、学識経験者、医療団体等に意見を聴き改定を行うとともに会議開催等により新型インフルエンザについての情報交換や訓練などを実施する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、会議を開催して情報交換、共有を行うとともに区対策本部の任意設置について検討する。

(2) 区対策本部

ア 組織及び職員

- ・ 本部長は区長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副区長及び教育委員会教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、法第三十五条第二項第三号及び第四号の規定により次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 一 区の区域内を管轄する消防署の署長が指定する消防吏員
 - 二 文京区役所組織条例(昭和四十七年三月文京区条例第三号)第一条に規定する部の部長、担当部長、危機管理室長及び参事、会計管理者、保健所長、監査事務局長、議会事務局長並びに文京区教育局処務規則(平成四年三月文京区教育委員会規則第三号)第二条に規定する部の部長及び参事
 - 三 企画政策部広報課長、総務部総務課長、総務部危機管理課長、総務部防災課長、保健衛生部生活衛生課長及び保健衛生部予防対策課長
- ・ 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、区の職員のうちから本部員を任命することができる。
- ・ 本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者がその職務を代理する。

イ 会議

- ・ 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ本部の会議を招集する

ウ 会議の所掌

会議は、次に掲げる事項について本部の基本方針を審議し、策定する。

- 一 新型インフルエンザ等対策に係る区の方針に関すること。
- 二 新型インフルエンザ等対策の実施体制に関すること。
- 三 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- 四 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- 五 医療の提供体制の確保に関すること。
- 六 区民に対する予防接種の実施に関すること。
- 七 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の確保、備蓄等に関すること。
- 八 生活環境の保全その他の区民の生活及び地域経済の安定に関すること。
- 九 他の地方公共団体の長、指定地方公共機関等に対する応援の要求及び職員の出遣の要請に関すること。
- 十 新型インフルエンザ等対策に要する経費の処理方法に関すること。

十一 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

(3) 文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議

文京区の新型インフルエンザ等感染症について、発生時のまん延防止対策及び医療体制等を協議するとともに、関係機関間の連携体制を構築するために、設置した会議。医師会、歯科医師会、薬剤師会、区内救急医療機関、警察署、消防署及び関係区職員により構成される。

